

# 第 3 8 回

## 千葉県屋外広告物審議会

### 議 事 録

日 時 平成30年2月5日(月)  
午後2時から午後3時  
場 所 プラザ菜の花4階会議室 羽衣

### 第38回千葉県屋外広告物審議会議事録

1 日 時 平成30年2月5日（月）午後2時から午後3時

2 場 所 プラザ菜の花4階会議室 羽衣

3 出席者

(1) 審議会委員 6名（委員総数8名）

氏 名	摘 要
根 上 彰 生	日本大学教授（理工学部）
吉 村 晶 子	千葉工業大学（創造工学部）
中 野 聖 子	千葉県屋外広告美術協同組合（理事長）
沼 澤 説 子	千葉県消費者団体連絡協議会（会計）
萩 原 博	千葉広告協会（理事長）
八 尾 光 洋	国土交通省関東地方整備局（千葉国道事務所長）

(2) 事務局

【県土整備部都市整備局】

行方都市整備局長

（公園緑地課）

澤公園緑地課長、内山副課長、菰田副課長、石井景観づくり推進班長、  
石黒副主査、宮澤副主査、松本主事、宗政主事

(3) 傍聴者 な し

4 議 案

議案第1号	千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定について（諮問）	意見なし
-------	-------------------------------------	------

## 5 議事の記録

司 会 開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきたいと思います。お手元のほうに資料はありますか。クリップ留めのものとファイルに綴じたものと2種類ございます。クリップ留めの資料のほうから確認させていただきます。こちらのほうは表紙についております「会議資料一覧」のとおりとなっております。

- ① 議事日程
- ② 千葉県屋外広告物審議会委員名簿
- ③ 会場図
- ④ 議案一覧表
- ⑤ 千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定について（諮問）
- ⑥ 議案関連資料（案内図）
- ⑦ 議案関連資料（位置図）
- ⑧ 参考資料1～3
- ⑨ 外環千葉県区間マップ（パンフレット）

よろしいでしょうか。

ファイル綴じの資料のほうでございます。

- ① 千葉県行政組織条例（抜粋）
- ② 千葉県屋外広告物審議会運営要綱
- ③ 千葉県屋外広告物審議会に係る非公開案件の基準
- ④ 千葉県屋外広告物審議会傍聴要領
- ⑤ 千葉県屋外広告物条例（抜粋）
- ⑥ 屋外広告物のしおり
- ⑦ 千葉県屋外広告物条例及び施行規則
- ⑧ 千葉県屋外広告物規制図

以上でございます。資料は全てお揃いでよろしいでしょうか。

### 1 開 会

司 会 それでは、大変お待たせいたしました。定刻になりました。

本日お二人の方から欠席の御連絡をいただいております。出席予定の皆様がお揃いになりましたので、ただいまから「第38回千葉県屋外広告物審議会」を開催いたします。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

### 2 委員紹介

司 会 それでは委員の皆様方を御紹介させていただきます。お配りしておりま

す委員名簿の順に御紹介させていただきます。

日本大学理工学部教授	根上 彰生 様
千葉工業大学創造工学部教授	吉村 晶子 様
千葉県屋外広告美術協同組合理事長	中野 聖子 様
千葉県消費者団体連絡協議会会計	沼澤 説子 様
千葉広告協会理事長	萩原 博 様
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長	八尾 光洋 様

以上が御出席の皆様でございます。

なお、

東京理科大学理工学部教授	伊藤 香織 様
東日本電信電話株式会社千葉事業部長	池田 敬 様

2名の方におかれましては、本日所用により御欠席されております。

### 3 挨拶

司 会 続きまして、会議の開催にあたりまして、千葉県都市整備局長の行方から、御挨拶を申し上げます。

行方局長 千葉県県土整備部都市整備局長の行方でございます。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙のところ当審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の審議会は、委員改選後、はじめての開催でございます。委員の皆様には当審議会の委員就任を快くお引き受けいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、屋外広告物でございますけれども、歩行者や車の通行の安全の確保と併せまして、良好な景観を形成する重要な要素でありますことから、適切に規制・誘導を図ることが求められているところでございます。

このことから、県では道路の開通等を契機とした看板等の無秩序な掲出を防止するため、必要に応じて千葉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定を行っているところでございます。

今回は、供用開始が迫ってまいりました高速自動車国道東関東自動車道水戸線、いわゆる東京外かく環状道路の都県境から高谷ジャンクションまでの沿線につきまして、禁止地域等へ指定する議案につきまして、御審議をお願いするものでございます。

委員の皆様のお意見を賜りながら、引き続き良好な景観形成に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、御指導の程よろしくお願い申し上げます。

以上簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

#### 4 事務局職員紹介

司 会 続きまして、当審議会の事務局であります県の職員を紹介いたします。改めまして、都市整備局長の行方でございます。公園緑地課長の澤でございます。公園緑地課副課長の菰田でございます。公園緑地課景観づくり推進班長の石井でございます。申し遅れましたが、私は本日司会を務めさせていただきます、公園緑地課副課長の内山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 5 定足数の報告

司 会 では、次に定足数の報告をいたします。  
千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により、審議会の「会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。」とされており、本日は、委員総数8名のうち、半数以上の6名の方に出席をいただいております。本日の会議は有効に成立していることを御報告させていただきます。

#### 6 会長の選出

司 会 次に、本審議会の会長選出についてお諮りいたします。  
千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により審議会の会議については、「会長が会議の議長になる。」とされておりますが、今回委員の改選後、初めての審議会になりますので、会長の選出が必要となります。同条例第30条第1項により「会長は、委員の互選によって定める。」とされておりますので、自薦または他薦を募りますが、いかがでしょうか。

中野委員 都市計画に精通なさっている根上委員にお願いしてみてもいいかと思っております。

司 会 ありがとうございます。根上委員を会長に推薦するとの御意見がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

司 会 では、御異議がないとのことですので、根上委員に会長をお引き受けいただき存じます。議長席のほうにお移りいただきまして、以後の議事を進行していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(根上会長 議長席に移動)

根上会長 御指名いただきました根上でございます。僭越とは存じますが、お引き受けさせていただきます。千葉県の良い景観形成、秩序ある屋外広告物環境の維持に向けて、円滑な審議を心掛けていきたいと思っておりますので、御協力の程よろしくお願い申し上げます。それでは、座って進めさせていただきます。

まず、千葉県行政組織条例第30条第4項の規定により「副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。」とされております。

そこで、会長の職務代理者を定めたいと思っております。会長の職務代理者ですが、会長が指名するということですが、本日は御欠席ですが、都市デザインが専門で、以前からこの審議会の委員を務められている御経験のある伊藤香織委員をお願いしたいと思っております。多分お引き受けいただけるものということで、御指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

## 7 議事録署名人の指名

根上会長 次に、議事録署名人の指名に入らせていただきます。

この議事録署名人につきましては、運営要綱第5条により、会長が2名を指名するということになっております。

この議事録署名人ですが、今回は吉村委員と中野委員にお務めいただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

## 8 会議の非公開について

根上会長 続きまして、会議の非公開について協議いたします。公開ということで考えておりますが、事務局、いかがでしょうか。

事務局 事務局で本日の会議資料につきまして、事前に精査いたしましたところ、個人情報等の非公開事由に該当する部分はございませんでした。

根上会長 非公開とする部分はないということですので、全て公開ということにさせていただきますしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

根上会長 それでは、本日の会議の内容は、全て公開とさせていただきます。本日、傍聴を希望する方や報道関係の方は、いらっしゃいますでしょうか。

か。

事務局 本日は、傍聴人、報道関係者はおりません。

## 9 議 事

根上会長 いらっしゃらないということですので、早速、議事に入りたいと思います。本日、審議いただく議案は1件です。

千葉県屋外広告物条例第18条の規定により知事から諮問を受けておりますので、議案について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 公園緑地課の副課長をしております、菰田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、第1号議案「千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定について」御説明します。

第1号議案は、千葉県屋外広告物条例第4条第7号の規定により、高速自動車国道東関東自動車道水戸線のうち、都県境から高谷ジャンクションまでの区間が供用されることに伴い、当該道路から展望できる区域の禁止地域等の指定にあたり、同条例第18条に基づき、屋外広告物審議会に意見を願います。

まず、議案の説明の前に、千葉県屋外広告物条例の禁止地域等についてと、今回指定箇所的高速自動車国道東関東自動車道水戸線は、東京外かく環状道路の自動車専用部にあたりますので、東京外かく環状道路の状況について、御説明いたします。

スクリーン又はお手持ちの青色のファイルの6番「屋外広告物のしおり」の表紙を御覧ください。屋外広告物については、千葉県では「良好な景観の形成」、「風致の維持」に加え、「人びとへの危害の防止」を目的といたしまして、千葉県屋外広告物条例により広告物に対して必要な規制、誘導を行っているところであります。

スクリーン又は「しおり」の2ページを御覧ください。本日議案になっております、禁止地域等につきましては、先ほど御説明いたしましたこの3つの目的を達成するため、条例第4条により必要性の高い地域又は場所について、広告物の表示や設置を規制しているものでございます。

具体的な禁止している地域等につきましては、千葉県では、都市計画法の用途地域の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域に加え、風致地区、文化財保護法により指定された重要文化財などの建造物、高速道路、都市公園などにつきまして、規制を行っているところでございます。

次に、東京外かく環状道路の自動車専用部の状況について御説明いたします。スクリーン又はクリップ留めファイルのラベル8の参考資料1「東京外かく環状道路の全体計画」について、御覧ください。東京外かく環状

道路は、都心から約15kmの圏域を環状に連絡する延長約85kmの道路でありまして、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを図る道路であります。

現在までに自動車専用部は、関越自動車道と連絡する東京都の練馬区にあります大泉ジャンクションから、埼玉県の新郷南インターまでの約34kmが開通しております。また、平成30年6月までに千葉県区間を含め、新郷南インターから高谷ジャンクションまでの約16kmの開通が予定されております。

このうち、本日審議いただきます千葉県区間は、東京都との境にあたる松戸市小山地先から市川市高谷ジャンクションまでの延長約12.1kmの区間となります。

それでは、千葉県区間の概要について、御説明させていただきます。

スクリーン又は参考資料の2を御覧ください。千葉県区間は、松戸市内を約2.1km、市川市内を約10kmの道路でありまして、4つのインターチェンジの他に、京葉道路、首都高速などを結ぶ3つのジャンクションで構成されております。

スクリーン又は参考資料の3を御覧いただきたいと思っております。道路の構造は、環境に配慮し、市街地内は地下構造とし、その他は高架構造の橋梁となっており、内訳は地下部が約10km、高架部につきましては、松戸市側、市川市側それぞれ約1kmとなっております。

続きまして、整備状況につきまして、写真にて御覧いただきたいと思っております。スクリーンを御覧ください。

まず、この写真は松戸市小山地地区の橋梁部分になります。次、お願いいたします。

同じく松戸市小山地地区の地下の出入り口の部分になります。次、お願いいたします。

これは、地下の状況で松戸インターチェンジの付近になります。次、お願いいたします。

これも少し見にくいですが、地下の部分でありまして、位置的には市川市内を流れる真間川との交差部分であります。次、お願いいたします。

これは、市川市側の出入り口である市川市田尻地区の地下の出入り口部分でございます。次、お願いいたします。

最後になりますが、首都高速などにアクセスする高谷ジャンクションになります。簡単ですが、整備状況は以上になります。

それでは、第1号議案について、御説明いたします。資料の5の議案書又はスクリーンを御覧ください。

第1号議案は、千葉県屋外広告物条例第4条第7号の規定により、東京外かく環状道路の自動車専用部から展望できる地域に係る「禁止地域等の



指定」であります。

千葉県では、広告物の表示又は設置により、交通の安全を妨げるおそれがある高速道路につきまして、両側100メートル以内の区域を標準といたしまして、広告物の表示などを禁止する地域の指定を行っているところであります。

今回、東京外かく環状道路の供用が予定されていますことから、当該道路の両側100メートル以内の区域で道路から展望できる区域を広告物の表示又は設置を禁止する地域に指定するものであります。

それでは、禁止地域の範囲等について、御説明させていただきます。スクリーンを御覧ください。

東京外かく環状道路自動車専用部の道路構造は、先ほども御説明いたしました。延長約10.1kmが地下構造、高架構造については、約2kmでございます。

地下の区間は道路から展望できませんので、禁止区域の対象から除かれることとなります。なお、地下の出入り口につきましては、スクリーンの赤く示しているとおおり、地下の出入り口の路端から100メートルは展望できますので、禁止地域となります。

次に、高架区間について御説明いたします。スクリーンを御覧ください。図に示すとおおり、道路から展望できる範囲は、路端から100メートル以内が禁止地域になります。なお、青色で表示しております自家用や道案内の看板につきましては、条例8条により除かれており、設置できることとなります。

続きまして、禁止地域の指定（案）は、東京外かく環状道路の正式名称が、高速自動車国道東関東自動車道水戸線になりますので、指定（案）は「高速自動車国道東関東自動車道水戸線のうち、都県境から高谷ジャンクションまでの区間の両側の路端から側方へ100メートル以内の区域で道路から展望できる区域」になります。

禁止地域の指定の適用日は、平成30年6月までの道路の供用日を予定しております。

最後になりますが、本議案につきまして、関係機関である市川市、松戸市、ネクスコ東日本に照会し、平成29年12月20日から1ヶ月間パブリックコメントを実施したところ、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上であります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

根上会長 それでは、ただいま第1号議案について説明がありました。御意見、御質問お願いいたします。

萩原委員 今回の対象の区域で、100メートル以内に広告物があるのでしょうか。

根上会長 現状で。

事務局 今回禁止地域となる区域に広告物は、100メートル以内では市川市内で2件確認しております。いずれも、自家用広告物でございますので、広告物の大きさなどにつきまして基準を満たす必要がありますので、今後、事業者等にあたりましては、丁寧に説明していくことを考えております。

萩原委員 質問ですけれども、自家用ということですが、例えば看板を今流行りのというか、夜間もよく見えるデジタルサイネージっていうのでしょうか、そういうものに切り替えることは可能ですか。

事務局 対象となっている道路の指定により、今回禁止地域となる区域にある広告は2件確認しておりますが、デジタル等の切り替えにつきましては、対応は可能だと思いますけれども、規模の大きさ、10㎡以下とかいろいろ基準がありますので、そこは遵守してもらおうことになると思います。

萩原委員 条件付きで可能だということですね。ありがとうございます。

根上会長 自家用でしたら、とにかく掲出は可能だということでもいいですね。

事務局 はい。

根上会長 ということです。デジタルサイネージなので、チカチカ始めたら安全面、大丈夫かと気になるんですけれども、ほかにいかがでしょうか。

萩原委員 照明の光度っていうのでしょうか、明るさ、照度というか、あれは規制があるんですか。

事務局 確かに最近の電子技術の発達により、広告物につきましては、いわゆる電子化が結構なされていますが、現在、国等で検討している状況でありまして、千葉県内でもこれらを注視しながら、明るさの度合いにつきましても整理していこうということで、現在は基準等はございません。

根上会長 現状では明るさに対する基準はないということで、技術の進歩に合わせて、今後の検討課題というようなところでしょうか。サーチライトもどうでしょうか。

事務局 サーチライトもまだこれからだと思ってます。

根上会長 ほかにいかがでしょうか。

萩原委員 100メートル離れている場合、風船みたいなバルーンを飛ばして（広告幕を）下げているものもありますよね。あれは100メートルを越えたところで上げている分には構わないんですか。

事務局 基準につきましては、一律で決めさせていただいてますので、100メートルの外であれば、手続きを取ってもらえれば可能となります。

根上会長 100メートルより遠いところであれば、支障は少ないだろうというようなことで、一応100メートルというラインが設定されているものと思いますが、100メートルが妥当かどうかというところも難しいところですけど、100メートルとしているところが基本的に多いというようなことで、100メートルラインを採用するという案でございます。  
ほか、いかがでしょうか。

根上会長 特に御質問、御意見ないようでしたらお諮りすることになります  
が、よろしいでしょうか。

吉村委員 自家用であればよいという場合に、形状、面積の基準があると思いますが、色彩等についてはどのような規定になっているのでしょうか。

事務局 屋外広告物では特に色彩は規定してませんけれども、景観行政団体である地元市町村が景観計画の中で、色彩をきちんとやることになってますので、私どもの屋外広告物行政と景観行政で連携しながら進めていってるところでございます。

吉村委員 今回は安全に関するところでの規制で、実際の色彩等については地元の景観行政のほうで。

事務局 当然、今回の指定にあたりまして、地元市と十分調整しながら進めてまいりましたので、景観と合わせながら連携し進めていきたいと今後も考えております。

根上会長 よろしいでしょうか。ほかにないでしょうか。  
特にないようでしたら、第1号議案についてお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。  
それでは、第1号議案に対する答申の内容になりますが、いかがいたしましょうか。御提案などありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「意見ありません」の声）

それでは、知事から諮問のあったこの件については「意見なし」ということで、答申させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

根上会長 「意見なし」ということで、知事に答申させていただきます。  
以上をもちまして、本日の議事は終了となります。  
事務局に進行をお返しします。

## 10 閉 会

司 会 これをもちまして「第38回千葉県屋外広告物審議会」を閉会といたしたいと思います。委員のみなさま、本日は誠にありがとうございました。